

国立研究開発法人産業技術総合研究所職員退職手当規程

制定 平成18年10月1日 18規程第39号

最終改正 令和5年3月30日 令04規程第58号 一部改正

(趣旨)

第1条 この規程は、国立研究開発法人産業技術総合研究所職員就業規則（17規程第2号。以下「職員就業規則」という。）第42条及び国立研究開発法人産業技術総合研究所任期付職員就業規則（17規程第3号。以下「任期付職員就業規則」という。）第43条の規定に基づき、国立研究開発法人産業技術総合研究所（以下「研究所」という。）と期間の定めのない雇用契約又は期間の定めのある雇用契約を締結した職員の退職手当に関し、必要な事項を定めるものとする。

(適用範囲)

第2条 この規程の規定による退職手当は、職員が退職した場合に、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する。

(遺族の範囲及び順位)

第2条の2 この規程において、「遺族」とは、次に掲げる者をいう。

- 一 配偶者（届出をしないが、職員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）
 - 二 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた者
 - 三 前号に掲げる者のほか、職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた親族
 - 四 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で第2号に該当しない者
- 2 この規程の規定による退職手当を受けるべき遺族の順位は、前項各号の順位により、同項第2号及び第4号に掲げる者のうちにあっては、当該各号に掲げる順位による。この場合において、父母については、養父母を先にし実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし父母の実父母を後にする。
 - 3 この規程の規定による退職手当の支給を受けるべき遺族に同順位の者が2人以上ある場合には、その人数によって当該退職手当を等分して当該各遺族に支給する。
 - 4 次に掲げる者は、この規程の規定による退職手当の支給を受けることができる遺族としない。
 - 一 職員を故意に死亡させた者
 - 二 職員の死亡前に、当該職員の死亡によってこの規程の規定による退職手当の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者

(退職手当の支払)

第3条 この規程の規定による退職手当は、法令、その他研究所の規程類に別段の定めがある場合又は労使協定に基づく場合を除き、その全額を通貨で直接この規程の規定によりその支給を受けるべき者に支払わなければならない。ただし、支給を受けるべき者の申し出に基づき、その者が希望する金融機関の本人名義の口座に振込みの方法によって、支払うことができる。

2 次条及び第14条の規定による退職手当は、職員が退職した日から起算して1月以内に支払わなければならない。ただし、死亡により退職した者に対する退職手当の支給を受けるべき者を確認することができない場合その他特別の事情がある場合は、この限りでない。

(退職手当の額)

第4条 退職した者に対する退職手当の額は、次条から第12条までの規定により計算した退職手当の基本額に、第13条の規定により計算した退職手当の調整額を加えて得た額とする。

(自己の都合による退職等の場合の退職手当の基本額)

第5条 次条又は第7条の規定に該当する場合を除くほか、退職した者に対する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の俸給月額（以下「退職日俸給月額」という。）に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

- 一 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の100
- 二 11年以上15年以下の期間については、1年につき100分の110
- 三 16年以上20年以下の期間については、1年につき100分の160
- 四 21年以上25年以下の期間については、1年につき100分の200
- 五 26年以上30年以下の期間については、1年につき100分の160
- 六 31年以上の期間については、1年につき100分の120

2 前項に規定する者のうち、負傷若しくは病気（厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第47条第2項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある負傷又は病気に限る。以下「傷病」という。）により退職した者、死亡により退職した者、職員就業規則第11条第1項の規定により退職した者、任期付職員就業規則第12条第1号（任期付職員就業規則第75条において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により退職した者、定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者又は理事長の要請に応じ、引き続き役員（常時勤務に服することを要しない者を除く。以下同じ。）となるため退職した者のいずれにも該当しない者であって、かつ、第18条の2第4項に規定する認定を受けないで、その者の都合により退職した者、職員就業規則第10条第5号の規定若しくは任期付職員就業規則第12条第5号（任期付職員就業規則第75条の規定において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により退職した者又は職員就業規則第13条（第4号を除く。）若しくは任期付職員就業規則第14条（第4号を除く。）の規定により退職した者（傷病により退職した者を除く。以下「その者の都合により退職した者」という。）に対する退職手当の基本額は、その者が次の各号に掲げる者に該当するときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- 一 勤続期間1年以上10年以下の者 100分の60
- 二 勤続期間11年以上15年以下の者 100分の80
- 三 勤続期間16年以上19年以下の者 100分の90

(11年以上25年末満勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額)

第6条 11年以上25年末満勤続した者であって、次に掲げる者に対する退職手当の基本額は、退職日俸給月額に、その者の勤続期間の区分ごとに当該区分に応じた割合を乗じて得た額の合計額とする。

- 一 職員就業規則第11条第1項の規定により退職した者

- 二 任期付職員就業規則第12条第1号の規定により退職した者
 - 三 第18条の2第4項に規定する認定を受けて同条第5項に規定する退職すべき期日に退職した者
 - 四 理事長の要請に応じ、引き続き役員となるため退職した者
- 2 前項の規定は、11年以上25年未満の期間勤続した者で、かつ、通勤（労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第7条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。以下同じ。）による傷病により退職し、死亡（業務上の死亡を除く。）により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（前項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。
- 3 第1項に規定する勤続期間の区分及び当該区分に応じた割合は、次のとおりとする。
- 一 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の125
 - 二 11年以上15年以下の期間については、1年につき100分の137.5
 - 三 16年以上24年以下の期間については、1年につき100分の200
- （25年以上勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額）

第7条 次に掲げる者に対する退職手当の基本額は、退職日俸給月額に、その者の勤続期間の区分ごとに当該区分に応じた割合を乗じて得た額の合計額とする。

- 一 25年以上勤続し、職員就業規則第11条第1項の規定により退職した者
 - 二 25年以上勤続し、任期付職員就業規則第12条第1号の規定により退職した者
 - 三 職員就業規則第13条第4号若しくは任期付職員就業規則第14条第4号の規定により退職した者
 - 四 業務上の傷病又は死亡により退職した者
- 五 25年以上勤続し、第18条の2第4項に規定する認定を受けて同条第5項に規定する退職すべき期日に退職した者
- 六 25年以上勤続し、理事長の要請に応じ、引き続き役員となるため退職した者
- 2 前項の規定は、25年以上勤続した者で、かつ、通勤による傷病により退職し、死亡により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（前項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。
- 3 第1項に規定する勤続期間の区分及び当該区分に応じた割合は、次のとおりとする。
- 一 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の150
 - 二 11年以上25年以下の期間については、1年につき100分の165
 - 三 26年以上34年以下の期間については、1年につき100分の180
 - 四 35年以上の期間については、1年につき100分の105
- （俸給月額の減額改定以外の理由により俸給月額が減額されたことがある場合の退職手当の基本額に係る特例）

第8条 退職した者の基礎在職期間中に、俸給月額の減額改定（俸給月額の改定をする研究所の規程が制定された場合において、当該規程による改定により当該改定前に受けている俸給月額が減額されることをいう。以下同じ。）以外の理由によりその者の俸給月額が減額されたことがある場合において、当該理由が生じた日（以下「減額日」という。）における当該理由により減額されなかつたものとした場合のその者の俸給月額のうち最も多いもの（以下「特定減額前俸給月額」という。）が、退職日俸給月額よりも多いときは、その者に対する退職手当の基本額は、前3条の規定にかかわらず、

次の各号に掲げる額の合計額とする。

- 一 その者が特定減額前俸給月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前俸給月額を基礎として、前3条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額
 - 二 退職日俸給月額に、イに掲げる割合からロに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額
 - イ その者に対する退職手当の基本額が前3条の規定により計算した額であるものとした場合における当該退職手当の基本額の退職日俸給月額に対する割合
 - ロ 前号に掲げる額の特定減額前俸給月額に対する割合
- 2 前項の「基礎在職期間」とは、その者に係る退職（この規程の規定による退職手当を支給しないこととしている退職を除く。）の日以前の期間のうち、次の各号に掲げる在職期間に該当するもの（当該期間中に研究所から退職手当の支給を受けたこと又は第18条第1項に規定する国等の職員として退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けたことがある場合におけるこれらの退職手当に係る退職の日以前の期間及び第17条第5項の規定により職員としての引き続いた在職期間が切り捨てられたこと又は第19条の規定により退職手当の支給を受けなかつたことがある場合若しくは第21条第1項の規定により退職手当の全部を支給しないこととする処分を受けたことにより退職手当の支給を受けなかつたことがある場合における当該退職手当に係る退職の日以前の期間を除く。）をいう。
- 一 職員としての引き続いた在職期間
 - 二 第18条第1項に規定する再び職員となった者の同項に規定する国等の職員としての引き続いた在職期間
 - 三 第18条第2項に規定する場合における国等の職員としての引き続いた在職期間
(定年前早期退職者等に対する退職手当の基本額に係る特例)

第9条 第6条第1項第3号及び第7条第1項（第1号、第2号及び第6号は除く。）に規定する者うち、定年に達する日から6月前までに退職した者であって、その勤続期間が15年以上であり、かつ、その年齢が退職の日において定められているその者に係る定年から10年を減じた年齢以上である者に対する第6条第1項、第7条第1項及び前条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第6条第1項及び第7条第1項	退職日俸給月額	退職日俸給月額及び退職日俸給月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の3を乗じて得た額の合計額
第8条第1項第1号	及び特定減額前俸給月額	並びに特定減額前俸給月額及び特定減額前俸給月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の3を乗じ

		て得た額の合計額
第8条第1項第2号	退職日俸給月額に、	退職日俸給月額及び退職日俸給月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の3を乗じて得た額の合計額に、
第8条第1項第2号 ロ	前号に掲げる額	その者が特定減額前俸給月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前俸給月額を基礎として、前3条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額

2 第7条第1項第6号に規定する者のうち、定年に達する日から6月前までに退職した者であって、その勤続期間が25年以上であり、かつ、その年齢が退職の日において定められているその者に係る定年から10年を減じた年齢以上である者に対する第7条第1項及び前条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第7条第1項	退職日俸給月額	退職日俸給月額及び退職日俸給月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額
第8条第1項第1号	及び特定減額前俸給月額	並びに特定減額前俸給月額及び特定減額前俸給月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額
第8条第1項第2号	退職日俸給月額に、	退職日俸給月額及び退職日俸給月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額に、
第8条第1項第2号 ロ	前号に掲げる額	その者が特定減額前俸給月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前俸給月額

		を基礎として、前3条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額
--	--	---------------------------------------

3 前2項の規定は、研究所と期間のある雇用契約を締結した職員には適用しない。

(退職手当の基本額の最高限度額)

第10条 第5条から第7条までの規定により計算した退職手当の基本額が、退職日俸給月額に59.28を乗じて得た額を超えるときは、これらの規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の基本額とする。

第11条 第8条第1項の規定により計算した退職手当の基本額が次の各号に掲げる同項第2号口に掲げる割合の区分に応じ当該各号に定める額を超えるときは、同項の規定にかかわらず、当該各号に定める額をその者の退職手当の基本額とする。

- 一 59.28以上 特定減額前俸給月額に59.28を乗じて得た額
- 二 59.28未満 特定減額前俸給月額に第8条第1項第2号口に掲げる割合を乗じて得た額及び退職日俸給月額に59.28から当該割合を控除した割合を乗じて得た額の合計額

第12条 第9条第1項に規定する者に対する前2条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第10条	第5条から第7条まで	前条の規定により読み替えて適用する第7条
	退職日俸給月額	退職日俸給月額及び退職日俸給月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の3を乗じて得た額の合計額
	これらの	前条の規定により読み替えて適用する第7条の
第11条	第8条第1項の	第9条の規定により読み替えて適用する第8条第1項の
	同項第2号口	第9条の規定により読み替えて適用する同項第2号口
	同項の	同条の規定により読み替えて適用する同項の
第11条第1号	特定減額前俸給月額	特定減額前俸給月額及び特定減額前俸給月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の3を乗じて得た額の合計額
第11条第2号	特定減額前俸給月額	特定減額前俸給月額及び特定減額前俸給月額に退職の日において定められているその者に

		係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の3を乗じて得た額の合計額
第8条第1項第2号口	第9条の規定により読み替えて適用する第8条第1項第2号口	
及び退職日俸給月額	並びに退職日俸給月額及び退職日俸給月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の3を乗じて得た額の合計額	
当該割合	当該第9条の規定により読み替えて適用する同号口に掲げる割合	

2 第9条第2項に規定する者に対する前2条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第10条	第5条から第7条まで	前条の規定により読み替えて適用する第7条
	退職日俸給月額	退職日俸給月額及び退職日俸給月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額
	これらの	前条の規定により読み替えて適用する第7条の
第11条	第8条第1項の	第9条の規定により読み替えて適用する第8条第1項の
	同項第2号口	第9条の規定により読み替えて適用する同項第2号口
	同項の	同条の規定により読み替えて適用する同項の
第11条第1号	特定減額前俸給月額	特定減額前俸給月額及び特定減額前俸給月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額
第11条第2号	特定減額前俸給月額	特定減額前俸給月額及び特定減額前俸給月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢と

		の差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額
第8条第1項第2号口		第9条の規定により読み替えて適用する第8条第1項第2号口
及び退職日俸給月額		並びに退職日俸給月額及び退職日俸給月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額
当該割合		当該第9条の規定により読み替えて適用する同号口に掲げる割合

(退職手当の調整額)

第13条 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間（第8条第2項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。）の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月（国立研究開発法人産業技術総合研究所人事規程（17規程第21号。以下「人事規程」という。）第23条第1項第1号若しくは第1号の2の規定による休職（業務上の傷病又は通勤による傷病による休職を除く。）、同項第2号、第6号若しくは第7号の規定による休職、職員就業規則第38条第1項ただし書き若しくは任期付職員就業規則第39条第1項ただし書きに規定する事由、職員就業規則第55条第4号若しくは任期付職員就業規則第56条第3号の規定による出勤停止、国立研究開発法人産業技術総合研究所育児休業、介護休業等に関する規程（20規程第12号。以下「育児介護休業規程」という。）第4条の規定による育児休業、国立研究開発法人産業技術総合研究所配偶者同行休業に関する規程（令03規程第44号。以下「配偶者同行休業規程」という。）第3条の規定による配偶者同行休業、国立研究開発法人産業技術総合研究所自己啓発等休業に関する規程（令03規程第43号。以下、「自己啓発等休業規程」という。）第4条の規定による自己啓発等休業により現実に職務をとることを要しない期間のある月（現実に職務をとることを要する日のあった月を除く。）又は育児介護休業規程第12条の規定による育児短時間勤務により職員就業規則第17条第1項若しくは任期付職員就業規則第18条第1項に規定する所定労働時間（以下「所定労働時間」という。）を短縮して勤務した期間のある月（所定労働時間を短縮しなかった日のあった月を除く。）（以下「休職月等」という。）のうち次項で定めるものを除く。）ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額（以下「調整月額」という。）のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第1順位から第60順位までの調整月額（当該各月の月数が60月に満たない場合には、当該各月の調整月額）を合計した額とする。

- 一 第1号区分 79,200円
- 二 第2号区分 62,500円
- 三 第3号区分 54,150円
- 四 第4号区分 50,000円
- 五 第5号区分 45,850円
- 六 第6号区分 41,700円

七 第7号区分 33,350円

八 第8号区分 25,000円

九 第9号区分 20,850円

十 第10号区分 16,700円

十一 第11号区分 零

2 前項の退職した者の基礎在職期間の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月から除く休職月等は、次の各号に掲げる休職月等の区分に応じ、当該各号に定める休職月等とする。

一 人事規程第23条第1項第7号の規定による休職又は職員就業規則第38条第1項ただし書き若しくは任期付職員就業規則第39条第1項ただし書きに規定する事由により現実に職務をとることを要しない期間又は自己啓発等休業規程第4条の規定による自己啓発等休業（自己啓発等休業規程第2条第1項又は第2項に規定する大学等における修学又は国際貢献活動の内容が職務に特に有用と認められ、かつ、自己啓発等休業期間後、職員としての在職期間が5年以上ある場合に該当するものを除く。）若しくは配偶者同行休業規程第3条の規定による配偶者同行休業のあった休職月等（次号に規定する現実に職務をとることを要しない期間及び所定労働時間を短縮して勤務した期間のあつた休職月等並びに第3号に規定する現実に職務をとることを要しない期間のあつた休職月等を除く。）当該休職月等

二 育児介護休業規程第4条の規定による育児休業により現実に職務をとることを要しない期間（当該育児休業に係る子が1歳に達した日の属する月までの期間に限る。）又は同規程第12条の規定による育児短時間勤務により所定労働時間を短縮して勤務した期間のあつた休職月等 退職した者が属していた前項各号に掲げる職員の区分が同一の休職月等がある休職月等にあっては職員の区分が同一の休職月等ごとにそれぞれその最初の休職月等から順次に数えてその月数の3分の1に相当する数（当該相当する数に1未満の端数があるときは、これを切り上げた数）になるまでにある休職月等、退職した者が属していた職員の区分が同一の休職月等がない休職月等にあっては当該休職月等

三 第1号に規定する事由以外の事由により現実に職務をとることを要しない期間のあつた休職月等（前号に規定する現実に職務をとることを要しない期間及び所定労働時間を短縮して勤務した期間のあつた休職月等を除く。）退職した者が属していた職員の区分が同一の休職月等がある休職月等にあっては職員の区分が同一の休職月等ごとにそれぞれその最初の休職月等から順次に数えてその月数の2分の1に相当する数（当該相当する数に1未満の端数があるときは、これを切り上げた数）になるまでにある休職月等、退職した者が属していた職員の区分が同一の休職月等がない休職月等にあっては当該休職月等

3 退職した者の基礎在職期間に第8条第2項第2号及び第3号に掲げる期間が含まれる場合における前2項及び次項の規定の適用については、当該期間において職員として在職していたものとみなす。

4 第1項各号に掲げる職員の区分は、職員の職務における責任の程度及び職務の内容を考慮して、別に定める。この場合において、その者が同一の月において二以上の職員の区分に該当していたときは、その者は、当該月において、当該職員の区分うち、調整月額が最も高い額となる職員の区分のみに属していたものとする。

- 5 調整月額のうちにその額が等しいものがある場合には、その者の基礎在職期間の末日の属する月に近い月に係るものを先順位とする。
- 6 次の各号に掲げる者に対する退職手当の調整額は、第1項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。
 - 一 退職した者のうちその者の都合により退職した者以外の者でその勤続期間が5年以上24年以下の者 第1項第1号から第9号まで又は第11号に掲げる職員の区分にあっては当該各号に定める額、同項第10号に掲げる職員の区分にあっては零として、同項の規定を適用して計算した額
 - 二 退職した者のうちその者の都合により退職した者以外の者でその勤続期間が1年以上4年以下の者 前号の規定により計算した額の2分の1に相当する額
 - 三 退職した者のうちその者の都合により退職した者以外の者でその勤続期間が零の者 零
 - 四 その者の都合により退職した者でその勤続期間が10年以上24年以下の者 第1号の規定により計算した額の2分の1に相当する額
 - 五 その者の都合により退職した者でその勤続期間が9年以下の者 零
(退職手当の額に係る特例)

第14条 第7条第1項に規定する者で次の各号に掲げる者に該当する者に対する退職手当の額が退職の日におけるその者の基本給月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額に満たないときは、第4条、第7条、第8条及び前条の規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の額とする。

- 一 勤続期間1年未満の者 100分の270
 - 二 勤続期間1年以上2年未満の者 100分の360
 - 三 勤続期間2年以上3年未満の者 100分の450
 - 四 勤続期間3年以上の者 100分の540
- 2 前項の「基本給月額」とは、国立研究開発法人産業技術総合研究所職員給与規程（17規程第6号）に規定する俸給、職責手当（職責基本額に限る。）及び扶養手当の月額又はこれに相当する給与の月額の合計額をいう。

(論旨退職の退職手当の額)

第15条 職員就業規則第55条第2号又は任期付職員就業規則第56条第2号の規定により論旨退職した者に対する退職手当の額は、第4条の規定にかかわらず、第5条第2項の規定により計算した退職手当の基本額に、第13条の規定により計算した退職手当の調整額を加えて得た額の2分の1に相当する額とする。

(退職手当の端数処理)

第16条 この規程の規定により計算した退職手当の額（第2条の2第3項の場合は人数によって等分した額）に1円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てる。

(勤続期間の計算)

第17条 退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算は、職員としての引き続いた在職期間による。

- 2 前項の規定による在職期間の計算は、職員となった日の属する月から退職した日の属する月までの月数による。
- 3 職員が退職した場合（第19条に規定する者に該当する場合を除く。）において、その者が退職の日（研究所から退職手当の支給を受けたことがある場合における当該退職手当に係る退職の日を除

く。) の翌日に再び職員となったときは、前2項の規定による在職期間の計算については、引き続いて在職したものとみなす。

4 前3項の規定による在職期間のうちに休職月等が一以上あったときは、次の各号に掲げる休職月等の区分に応じ、当該各号に定める月数を前3項の規定により計算した在職期間から除算する。

一 人事規程第23条第1項第7号の規定による休職、職員就業規則第38条第1項ただし書き若しくは任期付職員就業規則第39条第1項ただし書きに規定する事由により現実に職務をとることを要しない期間又は自己啓発等休業規程第4条の規定による自己啓発等休業（自己啓発等休業規程第2条第1項又は第2項に規定する大学等における修学又は国際貢献活動の内容が職務に特に有用と認められ、かつ、自己啓発等休業期間後、職員としての在職期間が5年以上ある場合に該当するものを除く。）若しくは配偶者同行休業規程第3条の規定による配偶者同行休業のあった休職月等（次号に規定する現実に職務をとることを要しない期間及び所定労働時間を短縮して勤務した期間のあった休職月等並びに第3号に規定する現実に職務をとることを要しない期間のあった休職月等を除く。） その月数

二 育児介護休業規程第4条の規定による育児休業により現実に職務をとることを要しない期間（当該育児休業に係る子が1歳に達した日の属する月までの期間に限る。）又は同規程第12条の規定による育児短時間勤務により所定労働時間を短縮して勤務した期間のあった休職月等 その月数の3分の1に相当する月数

三 第1号に規定する事由以外の事由により現実に職務をとることを要しない期間のあった休職月等（前号に規定する現実に職務をとることを要しない期間のあった休職月等を除く。） その月数の2分の1に相当する月数

5 前各項の規定により計算した在職期間に1年未満の端数がある場合には、その端数は切り捨てる。ただし、その在職期間が6月以上1年未満（第5条第1項（傷病又は死亡による退職に係る部分に限る。）、第6条第1項又は第7条第1項の規定により退職手当の基本額を計算する場合にあっては、1年未満）の場合には、これを1年とする。

6 前項の規定は、第14条の規定により退職手当の額を計算する場合における勤続期間の計算については、適用しない。

（国等の職員として在職した後引き続いて職員となった者の在職期間の計算）

第18条 職員のうち、理事長の要請に応じ、引き続き次の各号に掲げる機関（以下「国等の機関」という。）に使用される者又は役員（以下「国等の職員」という。）となるため退職をし、かつ、引き続き国等の職員として在職した後引き続いて再び職員となった者の前条第1項の規定による在職期間の計算については、先の職員としての在職期間の始期から後の職員としての在職期間の終期までの期間は、職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、第2号から第4号までに掲げる機関にあっては、退職手当（これに相当する給付を含む。）に関する規程等において、職員としての勤続期間を当該機関の勤続期間に通算することと定めている機関に限る。

一 国

二 地方公共団体

三 国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号。以下「国家公務員退職手当法」という。）第7条の2第1項に規定する公庫等

四 その他理事長が認める機関

- 2 国等の職員が、国等の機関の要請に応じ、引き続いて職員となるため退職し、かつ、引き続いて職員となった場合におけるその者の前条第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間には、その者の国等の職員としての引き続いた在職期間を含むものとする。
- 3 前2項の場合における国等の職員としての在職期間の計算については、前条の規定を準用する。
(定年前に退職する意思を有する職員の募集等)

第18条の2 理事長は、第9条第1項で規定する年齢以上である者であって、定年前に退職する意思を有する職員の募集を行うことができる。

- 2 理事長は、前項の規定による募集（以下この条において単に「募集」という。）を行うに当たっては、募集期間、募集に対する応募（以下この条において単に「応募」という。）の条件、第4項に規定する認定の条件及び認定の日、退職すべき期日又は期間その他当該募集に関し必要な事項を記載した要項を当該募集の対象となるべき職員に周知しなければならない。
- 3 応募又は応募の取下げは職員の自発的な意思に委ねられるものであって、理事長は職員に対しこちらを強制してはならない。
- 4 理事長は、応募をした職員（以下この条において単に「応募者」という。）について、原則として応募による退職が予定されている職員である旨の認定（以下この条において単に「認定」という。）をするものとする。ただし、研究所の業務に支障が生じるおそれがある場合を除く。
- 5 理事長は、認定をし、又はしない旨の決定をしたときは、遅滞なく、その旨を応募者に書面により通知するものとする。また、認定をした場合は、退職すべき期日も併せて通知するものとする。
- 6 応募者は、前項の規定による通知を受けるまでは、いつでも応募の取下げを行うことができる。
- 7 認定を受けた応募者が次の各号のいずれかに該当するときは、認定はその効力を失う。
 - 一 第19条に該当するに至ったとき。
 - 二 第26条の規定により退職手当を支給しない場合に該当するに至ったとき。
 - 三 第5項の規定により通知された退職すべき期日が到来するまでに退職したとき。

四 職員就業規則第55条若しくは任期付職員就業規則第56条の規定による懲戒処分又はこれに準ずる処分を受けたとき。

（懲戒解雇処分を受けた場合の退職手当の支給制限）

第19条 職員就業規則第56条第1項又は任期付職員就業規則第57条第1項の規定による懲戒解雇の処分を受けた者には、研究所は、当該退職をした者に対し、退職手当は支給しない。
(退職手当の支払の差止め)

第20条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、研究所は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る退職手当の額の支払を差し止める処分（以下「支払差止処分」という。）を行うものとする。

- 一 職員が刑事事件に係り起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。
- 二 退職をした者に対しまだ当該退職手当の額が支払われていない場合において、当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に係り起訴をされたとき。

2 退職をした者に対しまだ当該退職に係る退職手当の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、研究所は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る支払差止処分を行うことができる。

一 当該退職をした者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕されたとき又は研究所がその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至ったときであって、その者に対し退職手当の額を支払うことが職務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認めるとき。

二 研究所が、当該退職をした者について、当該退職手当の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇処分又は諭旨退職処分（以下「懲戒解雇等処分」という。）を受けるべき行為（在職期間中の職員の非違に当たる行為であって、その非違の内容及び程度に照らして懲戒解雇等処分に値することが明らかなものをいう。以下同じ。）をしたことを疑うに足りる相当な理由があると思料するに至ったとき。

3 死亡による退職をした者の遺族（退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）が当該退職に係る退職手当の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該退職手当の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。）に対しまだ当該退職手当の額が支払われていない場合において、前項第2号に該当するときは、研究所は、当該遺族に対し、当該退職に係る支払差止処分を行うことができる。

4 研究所は、第1項又は第2項の規定による支払差止処分を行った後において、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

一 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき無罪の判決が確定した場合

二 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があった場合であって、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があった日から6月を経過した場合

三 当該支払差止処分を受けた者について、その者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく、かつ、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該支払差止処分を受けた日から1年を経過した場合

5 研究所は、第3項の規定により支払差止処分を行った後において、当該支払差止処分を受けた者が次条第2項の規定による処分を受けることなく当該支払差止処分を受けた日から1年を経過したときは、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。

6 前2項の規定は、当該支払差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、当該退職手当の額の支払を差し止める必要がなくなったとして当該支払差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

7 研究所は、第1項から第3項までの規定による支払差止処分を行うときは、その理由を付記した書面により、その旨を当該処分を受けるべき者に通知しなければならない。

8 研究所は、前項の規定による通知をする場合において、当該処分を受けるべき者の所在が知れないときは、当該処分を受けるべき者の最新の通勤届の住所に当該書面を発送するものとし、発送した日の翌日から起算して2週間を経過した日に到達したものとみなす。

(退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)

第21条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る退職手当の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、研究所は、当該退職をした者（第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該退職手当の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第15条又は第19条に規定する退職をした場合の退職手当の額との権衡を勘案して、当該退職手当の額の全部又は2分の1を支給しないこととする処分を行うことができる。

一 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴された場合にあっては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき。

二 当該退職をした者が当該退職手当の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に關し、再雇用職員等に対する解雇処分（退職をした職員が再び職員又は国立研究開発法人産業技術総合研究所契約職員就業規則（17規程第4号。以下この号において「契約職員就業規則」という。）の適用を受ける者として採用された場合における当該退職の日以前の職員としての在職期間中に行った非違を理由として受けた職員就業規則第56条第1項若しくは任期付職員就業規則第57条第1項又は契約職員就業規則第48条第1項の規定による懲戒解雇の処分又は諭旨退職の処分をいう。以下同じ。）を受けたとき。

三 研究所が、当該退職をした者（再雇用職員等に対する解雇処分の対象となる者を除く。）について、当該退職後に当該退職手当の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇等処分を受けるべき行為をしたと認めたとき。

2 死亡により退職をした者の遺族（退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）が当該退職に係る退職手当の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該退職手当の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。）に対しまだ当該退職手当の額が支払われていない場合において、前項第3号に該当するときは、研究所は、当該遺族に対し、第15条又は第19条に規定する退職をした場合の退職手当の額との権衡を勘案して、当該退職手当の額の全部又は2分の1を支給しないこととする処分を行うことができる。

3 研究所は、第1項第3号又は前項の規定による処分を行おうとするときは、当該処分を受けるべき者の意見を聴取しなければならない。

4 前条第7項及び第8項の規定は、第1項及び第2項の規定による処分について準用する。

5 支払差止処分に係る退職手当に關し第1項又は第2項の規定により当該退職手当の一部を支給しないこととする処分が行われたときは、当該支払差止処分は、取り消されたものとみなす。

(退職をした者の退職手当の返納)

第22条 退職をした者に対し当該退職に係る退職手当の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、研究所は、当該退職をした者に対し、第15条又は第19条に規定する退職をした場合の退職手当の額との権衡を勘案して、当該退職手当の額の全部又は2分の1の返納を命ずる処分

を行うことができる。

- 一 当該退職した者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたとき。
 - 二 当該退職した者が当該退職手当の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に係り再雇用職員等に対する解雇処分を受けたとき。
 - 三 研究所が、当該退職した者（再雇用職員等に対する解雇処分の対象となる者を除く。）について、当該退職手当の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇等処分を受けるべき行為をしたと認めたとき。
- 2 前項第3号に該当するときにおける同項の規定による処分は、当該退職の日から5年以内に限り、行うことができる。
 - 3 研究所は、第1項の規定による処分を行おうとするときは、当該処分を受けるべき者の意見を聴取しなければならない。
 - 4 第20条第7項の規定は、第1項の規定による処分について準用する。

（遺族の退職手当の返納）

第23条 死亡による退職した者の遺族（退職した者（死亡による退職の場合には、その遺族）が当該退職に係る退職手当の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該退職手当の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。）に対し当該退職手当の額が支払われた後において、前条第1項第3号に該当するときは、研究所は、当該遺族に対し、当該退職の日から1年以内に限り、第15条又は第19条に規定する退職した場合の退職手当の額との権衡を勘案して、当該退職手当の額の全部又は2分の1の返納を命ずる処分を行うことができる。

- 2 第20条第7項及び前条第3項の規定は、前項の規定による処分について準用する。

（退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付）

第24条 退職した者（死亡による退職の場合には、その遺族）に対し当該退職に係る退職手当の額が支払われた後において、当該退職手当の額の支払を受けた者（以下この条において「退職手当の受給者」という。）が当該退職の日から6月以内に第22条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡した場合（次項から第5項までに規定する場合を除く。）において、研究所が、当該退職手当の受給者の相続人（包括受遺者を含む。以下この条において同じ。）に対し、当該退職の日から6月以内に、当該退職した者が当該退職手当の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知をしたときは、研究所は、当該通知が当該相続人に到達した日から6月以内に限り、当該相続人に対し、当該退職した者が当該退職手当の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該退職手当の額の全部又は2分の1に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

- 2 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に第22条第3項又は前条第2項の規定による意見の聴取の実施にかかる通知を受けた場合において、第22条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したとき（次項から第5項までに規定する場合を除く。）は、研究所は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職した者が当該退職に係る退職手当の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒

解雇等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該退職手当の額の全部又は2分の1に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

- 3 退職手当の受給者（遺族を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。）が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴された場合（第20条第1項第1号に該当する場合を含む。次項において同じ。）において、当該刑事事件につき判決が確定することなく、かつ、第22条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、研究所は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職手当の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該退職手当の額の全部又は2分の1に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。
- 4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴された場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第22条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、研究所は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該退職手当の額の全部又は2分の1に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。
- 5 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に当該退職に係る退職手当の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し再雇用職員等に対する解雇処分を受けた場合において、第22条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、研究所は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該行為に関し再雇用職員等に対する解雇処分を受けたことを理由として、当該退職手当の額の全部又は2分の1に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。
- 6 前各項の規定による処分に基づき納付する金額は、第15条又は第19条に規定する退職をした場合の退職手当の額との権衡を勘案して、定めるものとする。この場合において、当該相続人が2人以上あるときは、各相続人が納付する金額の合計額は、当該退職手当の額を超えることとなってはならない。
- 7 第20条第7項及び第22条第3項の規定は、第1項から第5項までの規定による処分について準用する。

（職員が退職した後に引き続き職員となった場合等における退職手当の不支給）

- 第25条** 任期付職員就業規則第4条第6号に規定する地域型任期付職員その他理事長が特に必要と認める者が退職した場合（第19条に規定する者に該当する場合を除く。）において、その者が退職の日の翌日に再び地域型任期付職員又は期間の定めのない職員となったときは、この規程の規定による退職手当は支給しない。
- 2 職員が第18条第1項の規定に該当する退職をし、かつ、引き続いて国等の職員となった場合又は同条第2項の規定に該当する職員が退職し、かつ、引き続いて国等の職員となった場合においては、この規程の規定による退職手当は、支給しない。

（懲戒審査委員会への諮問）

- 第26条** 研究所は、第21条第1項若しくは第2項、第22条第1項、第23条第1項又は第24条第1項から

第5項までの規定による処分を行おうとするときは、国立研究開発法人産業技術総合研究所懲戒手続規程（17規程第17号）第5条に規定する懲戒審査委員会へ諮問しなければならない。

（プロジェクト型任期付研究員に対する退職手当の基本額に係る特例）

第26条の2 任期付職員就業規則第4条第1号に規定するプロジェクト型任期付研究員のうち、国立研究開発法人産業技術総合研究所任期付職員給与規程（17規程第7号。以下「任期付職員給与規程」という。）第2条第2項本文に規定する給与の体系による者に対するこの規程の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第5条第1項	俸給月額	任期付職員給与規程第12条の3第1項の基本年俸の額（同規程第2条第2項に規定する業績給の支給を受ける者にあっては、基本年俸及び同規程第12条の7第1項の業績給を合計した額）を16で除した額（以下「月額基本給」という。）
第8条第1項	俸給月額	月額基本給
第14条第2項	国立研究開発法人産業技術総合研究所職員給与規程（17規程第6号）に規定する俸給	月額基本給

（規程の実施）

第27条 この規程の実施のための手続きその他必要な事項は、理事長が定める。

附 則

（施行期日）

第1条 この規程は、平成18年10月1日から施行する。

（独立行政法人産業技術総合研究所職員退職手当規程及び独立行政法人産業技術総合研究所任期付職員退職手当規程の廃止）

第2条 独立行政法人産業技術総合研究所職員退職手当規程（17規程第10号。以下「旧職員退職手当規程」という。）及び独立行政法人産業技術総合研究所任期付職員退職手当規程（17規程第11号。以下「旧任期付職員退職手当規程」という。）は、廃止する。

（勤続期間の計算に関する経過措置）

第3条 平成17年3月31において旧職員退職手当規程附則第2条の規定により廃止された独立行政法人産業技術総合研究所非常勤職員退職手当規程（13規程第14号）第3条の規定に該当していた者であって、同規程の規定による退職手当の支給を受けずに引き続いて職員となった者の第17条第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間には、その者の非常勤職員としての引き続いた在職期間を含むものとする。

第4条 削除

(国家公務員退職者の特例)

第5条 平成22年3月31日までに国家公務員が退職し、国から退職手当の支給を受け、引き続き新たに職員となった場合において、理事長が認めたときは、国家公務員としての引き続いた在職期間を職員としての引き続いた在職した期間に通算する。

2 前項に規定する職員が退職した場合に支給する退職手当の額は、第4条の規定にかかわらず、同条から第14条まで、附則第7条から第9条まで、附則第13条及び附則第14条の規定により計算した退職手当の額から既に国から支給を受けた退職手当の額を控除した額とする。ただし、既に国から支給を受けた退職手当の額が第4条から第14条まで、附則第7条から第9条まで、附則第13条及び附則第14条の規定により計算した退職手当の額以上であるときは、退職手当は、支給しない。

(旧任期付研究員の退職手当に関する経過措置)

第6条 第1条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者（以下「旧任期付研究員」という。）は、職員とみなしてこの規程（第9条を除く。）を適用する。この場合において、この規程の規定中「職員就業規則第11条第1項の規定」とあるのは、「任期が満了したこと」と読み替えるものとする。

- 一 平成17年3月31日以前に、一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律（平成9年法律第65号。以下「任期付研究員法」という。）第3条第1項の規定により採用された者であって、独立行政法人産業技術総合研究所法の一部を改正する法律（平成16年法律第83号。以下「改正法」という。）附則第2条の規定により改正法上の職員となった者
- 二 平成17年3月31日以前に、任期付研究員法第3条第1項の規定により採用することが決定した者
- 2 旧任期付研究員が退職した場合（第19条第1項第1号又は第2号に該当する者を除く。）において、その者が退職手当の支給を受けずに引き続き職員となったときは、その者の第17条第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間には、その者の旧任期付研究員としての引き続いた在職期間を含むものとする。
- 3 旧任期付研究員のうち、平成13年3月31日以前に任期付研究員法第3条第1項第1号の規定により採用された者が退職した場合に支給する退職手当の算定の基礎となる俸給月額は、退職日俸給月額又はその者が平成17年3月31日に受けている俸給月額のいずれか多い額とする。ただし、改正法上の職員となった日以後退職したことにより退職手当の支給を受けたことがある者については、この限りでない。

(休職月等に関する経過措置)

第7条 職員就業規則附則第2条の規定により廃止された独立行政法人産業技術総合研究所職員就業規則（13規程第2号）第9条第1項第3号又は第4号の規定により休職とされていた期間の扱いについては、当分の間、国家公務員退職手当法の適用を受ける者の例によるものとする。

(退職手当の基本額に関する経過措置)

第8条 当分の間、35年以下の期間勤続して退職した者に対する退職手当の基本額は、第5条から第9条までの規定により計算した額にそれぞれ100分の83.7を乗じて得た額とする。この場合において、第14条第1項中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第8条」とする。

第9条 当分の間、36年以上42年以下の期間勤続して退職した者で第5条第1項の規定に該当する退職をした者に対する退職手当の基本額は、同項または第8条の規定により計算した額に前条に定める割合を乗じて得た額とする。

第10条 当分の間、35年を超える期間勤続して退職した者で第7条の規定に該当する退職をした者に対する退職手当の基本額は、その者の勤続期間を35年として附則第8条の規定の例により計算して得られる額とする。

第11条 当分の間、42年を超える期間勤続して退職した者で第5条第1項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の額は、同条の規定にかかわらず、その者が第7条の規定に該当する退職をしたものとし、かつ、その者の勤続期間を35年として附則第8条の規定の例により計算して得られる額とする。

(経過措置として支給される俸給月額の差額の排除)

第12条 退職した者の基礎在職期間中に俸給月額の減額改定によりその者の俸給月額が減額されたことがある場合において、その者の減額後の俸給月額が減額前の俸給月額に達しない場合にその差額を支給することとする研究所の規程の適用を受けたことがあるときは、この規程の規定による俸給月額には、当該差額を含まないものとする。

(平成18年3月31日以前の在職期間を有する者に対する退職手当の支給額に関する経過措置)

第13条 職員がこの規程の施行の日（以下「施行日」という。）以後に退職した場合において、その者が平成18年3月31日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における俸給月額を基礎として、旧職員退職手当規程第4条から第6条まで、第9条及び附則第7条から第9条までの規定又は旧任期付職員退職手当規程第4条の規定により計算した退職手当の額（当該勤続期間が43年又は44年の者であって、傷病若しくは死亡によらずにその者の都合により又は業務によらない傷病により退職したものにあっては、その者が旧職員退職手当規程第6条の規定に該当する退職したものとみなし、かつ、その者の当該勤続期間を35年として計算して得られる額に100分の104を乗じた額）にそれぞれ100分の83.7（当該勤続期間が20年以上の者（42年以下の者で傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職したもの及び37年以上42年以下の者で業務によらない傷病により退職したものを除く。）にあっては104分の83.7）を乗じて得た額が、第4条から第14条まで及び附則第8条から第11条までの規定により計算した退職手当の額（以下「新規程等退職手当額」という。）よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。

2 平成18年3月31日に第18条第1項に規定する国等の職員として在職していた者のうち職員から引き続いて国等の職員となった者で、国等の職員として在職した後引き続いて職員となった者が退職した場合における当該退職による退職手当についての前項の規定の適用については、同項中「退職したものとし」とあるのは「職員として退職したものとし」と、「勤続期間」とあるのは「勤続期間として取り扱われるべき期間」と、「同日における俸給月額」とあるのは「国等の職員としての在職期間において職員として在職していたものとみなした場合に、同日において受けるべき俸給月額」とする。

第14条 削除

(俸給月額の減額改定以外の理由により俸給月額が減額されたことがある場合の退職手当の基本額に係る特例に関する経過措置)

第15条 基礎在職期間の初日が平成18年3月31日以前である者に対する第8条の規定の適用については、同条第1項中「基礎在職期間」とあるのは、「基礎在職期間（平成18年4月1日以後の期間に限る。）」とする。

2 施行日以後に退職した者で、その者の基礎在職期間のうち平成18年4月1日以後の期間に、国等の職員としての在職期間が含まれる者に対する第8条の規定の適用については、その者が当該国等の職員として受けた俸給月額は、同条第1項に規定する俸給月額には該当しないものとみなす。

(退職手当の調整額に関する経過措置)

第16条 第13条の規定により退職手当の調整額を計算する場合において、基礎在職期間の初日が平成8年4月1日前である者に対する同条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第1項	その者の基礎在職期間（	平成8年4月1日以後のその者の基礎在職期間（
第2項、第3項及び 第5項	基礎在職期間	平成8年4月1日以後の基礎在職期間

第17条 削除

(その他の経過措置)

第18条 職員の退職手当に関する事項は、この規程に定めるもののほか、この規程に定めのない事項については、当分の間、国家公務員退職手当法の適用を受ける者の例によるものとする。

附 則 (20規程第9号・一部改正)

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (22規程第9号・一部改正)

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (24規程第8号・一部改正)

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (25 規程第18号・一部改正)

(施行期日)

第1条 この規程は、平成25年5月1日から施行する。

(退職手当の基本額に関する経過措置)

第2条 この規程による改正後の独立行政法人産業技術総合研究所職員退職手当規程附則第8条(附則第10条及び附則第11条においてその例による場合を含む)及び附則第13条の適用については、同条中の「100分の83.7」とあるのは、平成25年5月1日から平成25年9月30までの期間においては「100分の98」と、平成25年10月1日から平成26年6月30までの期間においては「100分の92」と、平成26年7月1日から平成30年2月28までの期間においては「100分の87」とする。同条中の「104分の83.7」とあるのは、平成25年5月1日から平成25年9月30までの期間においては「104分の98」と、平成25年10月1日から平成26年6月30までの期間においては「104分の92」と、平成26年7月1日から平成30年2月28までの期間においては「104分の87」とする。

附 則 (26規程第71号・一部改正)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (27規程第42号・一部改正)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（28規程第93号・一部改正）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（29規程第32号・一部改正）

この規程は、平成30年3月1日から施行する。

附 則（30規程第11号・一部改正）

この規程は、平成30年9月27日から施行する。

附 則（令01規程第13号・一部改正）

この規程は、令和元年8月26日から施行する。

附 則（令01規程第20号・一部改正）

この規程は、令和元年12月18日から施行する。

附 則（令01規程第33号・一部改正）

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令03規程第26号・一部改正）

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令04規程第58号・一部改正）

（施行期日）

第1条 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 当分の間、第5条第2項の規定は、11年未満の期間勤続した者であって、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者に対しては適用しない（定年の定めのない職を退職した職員を除く）。

第3条 当分の間、第6条第1項の規定は、11年以上25年未満の期間勤続した者であって、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した職員及び同項又は同条第2項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第5条の規定の適用については、同条第1項中「又は第7条」とあるのは、「、第7条又は附則第3条」とする。

第4条 当分の間、第7条第1項の規定は、25年以上の期間勤続した者であって、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した職員及び同項又は同条第2項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第5条の規定の適用については、同条第1項中「又は第7条」とあるのは、「、第7条又は附則第4条」とする。

第5条 当分の間、第6条第1項第3号並びに第7条第1項第5号及び第6号に掲げる者に対する第9条及び第12条の規定の適用については、第9条並びに第12条の表第10条の項、第11条第1号の項及び第11条第2号の項中「定年」とあるのは、「定年（60歳）」とする。